

定 款

(令和 7 年 6 月改正)

株式
会社 栃木銀行

定 款 目 次

第1章 総 則.....	1
第2章 株 式.....	1
第3章 株 主 総 会.....	2
第4章 取締役および取締役会.....	3
第5章 監査役および監査役会.....	5
第6章 計 算.....	5

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社栃木銀行と称する。(英文では THE TOCHIGI BANK, LTD. と表示する。)

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引。
2. 債務の保証または手形の引受け、その他の前号の銀行業務に付随する業務。
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務。
4. 信託業務。
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務。
6. その他、前各号の業務に付帯または関連する事項。

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を宇都宮市におく。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、21,200万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(単元株式数)

第8条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当銀行の株主名簿の作成および備え置きならびにその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては、取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当銀行の定時株主総会は、毎年4月1日から3月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役会長がこれにあたる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、

会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。

2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当銀行の取締役は、20名以内とする。

(選任)

第19条 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(取締役会)

第21条 取締役をもって取締役会を組織する。

2. 取締役会に関する事項は、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故

あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当銀行には取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。

2. 取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は取締役会の決議により取締役中から選定する。
3. 取締役会長および取締役頭取は当銀行を代表する。取締役会はその決議により、取締役会長および取締役頭取のほか、その他の取締役のうち若干名を代表取締役として選定することができ、代表取締役は各自銀行を代表する。
4. 取締役会長は、取締役会を主宰し、取締役会の決議に従い経営全般を統理する。
5. 取締役頭取は、取締役会の決議に従い業務を管理執行する。
6. 取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は、取締役会長および取締役頭取を補佐して業務を分掌する。
7. 取締役会長または取締役頭取に欠員もしくは事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役または常務取締役がこれに代り、取締役会長または取締役頭取の職務を行なう。

(取締役会の決議方法)

第24条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第27条 当銀行の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第28条 当銀行の監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(監査役会)

第30条 監査役をもって監査役会を組織する。

2. 監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役との責任限定契約)

第34条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第35条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金処分)

第36条 当銀行における毎事業年度の剰余金は、法令に別段の定めがある場合のほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在における株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 未払剰余金については、利息は付さない。

